

令和5年度 第2回富里市総合教育会議議事録

日 時 令和5年12月26日（火）
午後1時00分～午後1時20分
場 所 本庁舎3階 第3会議室

1 開 会

（企画財政部長）

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
企画財政部の鈴木と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、これより令和5年度第2回富里市総合教育会議を開会いたします。

まず、傍聴人の関係ですが、富里市総合教育会議設置要綱第6条に基づき会議は原則公開となっております。なお、本日傍聴希望の方はいらっしゃいませんでしたので御報告させていただきます。

それでは、本日の会議は、お配りさせていただきました会議次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、五十嵐市長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

2 あいさつ

（市長）

本日は、大変お忙しい中、総合教育会議ということで、教育長をはじめ、委員の皆様方に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から子どもたちの教育に御尽力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本日は、「いじめ問題再調査委員会」につきまして前回の会議後、担当部署を総務課とし、学校教育課と協議を進め、詳細がまとまりましたので御報告をさせていただきます。その上で、委員の皆様から御意見を伺い今年度末の設置に向け進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今後も、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のお力添えをいただきますこと心からお願ひ申し上げます。以上でございます。

（企画財政部長）

ありがとうございました。

続きまして、教育長より御挨拶をいただきたいと思います。
よろしく申し上げます。

(教育長)

五十嵐市長にはお忙しい中、令和5年度第2回総合教育会議を開催いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から教育行政の推進に深く御理解をいただき、教育委員ともども厚く御礼申し上げます。

本日は、前回に引き続き「いじめ問題再調査委員会」の設置ということでございます。前回もお話させていただきましたけれども、いじめは決して許される行為ではありません。いじめを防止するには、皆がいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれの役割を認識し子どもも自らも安心して豊かな社会や集団を築くことを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかななくてはならないと考えております。再調査委員会を立ち上げずに解決しなければと考えているところですが、この再調査委員会は重要な位置付けでありますのでどうぞよろしく願いいたします。以上私からの挨拶とさせていただきます。

(企画財政部長)

ありがとうございました。

それでは議事の進行につきまして、会議の主催者であります五十嵐市長にお願いいたします。

3 協議事項

(市長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日の協議事項であります「いじめ問題再調査委員会の設置について」説明をお願いいたします。

(総務課長)

総務部総務課長の五十嵐と申します。よろしく願いいたします。

いじめ問題再調査委員会設置について御説明いたします。

これまで本市のいじめ対応は、いじめ問題対策連絡協議会や総合教育会議など学校や教育委員会以外のチェック機能があり、重大事態への対応につきましては、調査委員会での専門家を交えた第三者からの視点でチェックを行うこと

から、公平性・客観性が担保された体制が整っておりました。一方で、いじめ防止対策推進法第30条第2項に、教育委員会による調査の結果について、市長が必要と認めた場合調査を行うことができる規定があるため、再調査を行う場合、事案が発生してから組織を用意する時間を要し、迅速に対応することが難しいことが想定されます。このことから、10月24日に開催された総合教育会議において、いじめ問題再調査委員会の設置について協議がなされ、その後内部協議を経て、再調査委員会の事務局を総務課文書法規班とすることで調整がついたことから、総務課よりお手元に配布した資料により御説明させていただきます。

いじめの重大事態が発生した場合の調査手続の1ページを御覧ください。まず、いじめの重大事態で生命・心身・財産の重大事態については、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態として、児童・生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合と文部科学省のガイドラインに定められております。また、不登校重大事態については、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態となります。

2ページをお願いいたします。重大事態が発生した場合の調査手続についての表となります。①重大事態の報告、②いじめ問題調査委員会による重大事態の調査、③被害児童生徒等への情報提供、④市長への調査結果の説明・報告、⑤調査結果を踏まえた必要な措置、ここまですつきましては現在実施しているものとなり、⑥～⑧までは新たに措置するものです。まず、⑥市長による再調査につきましては、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めた場合に教育委員会による調査の結果について調査を行うことができることとし、⑦再調査の結果を踏まえた必要な措置については、市長及び教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限又は責任において必要な措置を講じるものといたします。⑧議会への報告につきましては、市長は再調査の結果を議会に報告しなければならないとされております。

3ページをお願いいたします。いじめ重大事態対応フロー図につきましては、2ページの内容をフロー図としたものとなります。

4ページをお願いいたします。4ページのいじめ重大事態に係る再調査の検討フロー図につきましては、いじめ問題再調査委員会の再調査の検討について記載したものとなっております。再調査の検討につきましては、いじめ問題調査委員会の調査結果の報告を受け、調査時には知り得なかった新しい重要な事

実が判明した場合、又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合、事前確認した調査事項の調査が不十分な場合、教育委員会及び学校の対応の調査が不十分な場合、調査委員会の委員の人選の公平性・中立性に疑義がある場合、これらのことについて市長が再調査の必要性を検討し再調査の必要性がある場合に、再調査委員会に諮問いたします。再調査委員会は、弁護士等の学識経験者その他市長が必要と認める者5名で構成し再調査を実施し、その結果を市長へ答申、その後いじめの被害を受けた児童・生徒及びその保護者への説明、市長及び教育委員会は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じ、再調査の結果を個人情報等に十分配慮し、市議会に報告することとしています。説明は以上となります。

(市長)

ただいま、説明がありました。

教育委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

(教育委員)

再調査委員会は事例が増えていることが想像されるので、早めに設立することで対応も早くなり良いことと思います。図がわかりやすく納得しました。

再調査委員会にかけるような事案が起きないことを願っております。

(市長)

他に御意見ございますか。

(教育委員)

前回より、フロー図等かなり具体的に示されており、全体像がわかるようになったと思います。調査委員会は調査委員が6名、再調査委員が5名ということですがけれども、この5名はある程度事前に市長が決めておくのか、急をお願いをすることはなかなか難しいと思うので、いかがなものでしょうか。

(総務課長)

委嘱についてですが、基本的には、弁護士や医師といった学識経験者への委嘱を想定しております。現在千葉県弁護士会等の職能団体に推薦の依頼の打診をしているところでございます。条例制定後に正式な依頼をいたしまして、委員の人選に当たっていきたく思っております。想定している委員の役割と

しましては、「弁護士」こちらに関しましてはいじめに関する事実の認定、再調査委員会における調査報告の作成、「医師」こちらにつきましては精神科医、心理学専門家など、各分野の見地から児童・生徒の状態の評価及び事案との関連について意見を述べるための有識者を選びたいと考えております。

(市長)

よろしいでしょうか。

他に御意見ございますか。

(教育委員)

いじめにつきまして、迅速かつ正確に対応をして被害者・加害者ともに救済できればいいと思っております。その観点から、必要に応じて調査や再調査で迅速に対応できるシステムをつくることは重要だと思えます。またその後のフォローができるシステムも考えておいていただきたいと思えます。

(学校教育課長)

今後そのような体制について検討していきたいと思えます。

(市長)

よろしいでしょうか。

他に御意見ございますか。

(教育委員)

再調査委員は5名、調査委員は6名と異なる方が就くということが大変良いと思えました。

(市長)

教育長は何かございますか。

(教育長)

再調査委員会にかけずにまずは学校で解決できたらと考えておりまして、再調査委員会までいかないように努力したいと思えます。

(市長)

他に追加等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(市長)

冒頭でお話したとおり、今年度末にしっかりと設置できるように更に取組を強化してまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の協議事項は以上となります。本日は第1回総合教育会議に引き続き、いじめ問題再調査委員会の設置について意見を交わすことができました。今年度末の設置に向け準備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。今後も本市の教育行政の振興に向け皆様の御協力を賜りたいと考えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

これにて協議を終了とし、進行を事務局にお返しいたします。

4 その他

(企画財政部長)

ありがとうございました。

それでは、会議次第4その他でございます。皆様から何かございますでしょうか。

では、ないようですので以上をもちまして令和5年度第2回富里市総合教育会議を閉会いたします。

ありがとうございました。